

## 月内の登録抹消手続きについて

総務部

月末までに廃業を希望する会員におかれましては、行政書士登録抹消届出書原本を日本行政書士会連合会へ当月内に郵送する必要があるため、最終営業日の3日前（土・日・祝除く）までに東京都行政書士会事務局へ提出いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、提出にあたりましては、下記の点にご注意ください。

### 記

- 一、届出につきましては、行政書士登録証、行政書士証票等の返却物を添えて「郵送」でも可能です。
- 一、抹消希望日より「前に」、行政書士登録証、行政書士証票等の返却物を添えて届出書を提出しておくことが可能です。
- 一、抹消日は日本行政書士会連合会が受理・決裁をした日で確定します。  
  
よって、届出書や返却物に不備があった場合、東京会にて補正手続きが終了した後に日本行政書士会連合会に送付、受理・決裁されるまで抹消日は延期されます。

※【抹消届出書の東京都行政書士会必着日】

5月中抹消；5月28日（月）

6月中抹消；6月26日（火）

7月中抹消；7月26日（木）